

総務市民委員会 会議録

日 時 令和3年11月25日（木曜日）

午前10時00分開会 午後11時45分閉会

場 所 第1委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項及び報告事項
 - (1) 消防本部関係
 - (2) 市長公室関係
 - (3) 総務部関係
 - (4) 市民生活部関係
- 4 その他
- 5 閉 会

出席委員（8名）

委員長	今野 貴子
副委員長	吉田 博史
委 員	久松 猛
委 員	吉田 千鶴子
委 員	海老原 一郎
委 員	柴原 伊一郎
委 員	篠塚 昌毅
委 員	島岡 宏明

説明のため出席した者（15名）

市長公室長	川村 正明
総務部長	羽生 元幸
市民生活部長	塚本 隆行
消防長	鈴木 和徳
消防次長兼消防総務課長	檜山 保明
政策企画課長	佐々木 啓
財政課長	山口 正通
総務課長	真家 達成
人事課長	武井 衛

納税課長	福澄 雄祐
市民活動課長	五来 顕
生活安全課長	坂本 英宣
環境衛生課長	渡辺 善弘
予防課長	三上 健市
警防救急課長	本橋 一夫

事務局職員出席者

主 任 津久井 麻美子

傍聴者（0名）

○**今野委員長** おはようございます。ただ今から、総務市民委員会を開催いたします。今回は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○**今野委員長** それでは、そのように御協力をお願いいたします。早速、消防本部の案件について協議を行います。サイドブックスは、総務市民委員会、令和3年11月25日開催のフォルダをお開きください。消防本部資料に基づきまして、資料①土浦市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正(案)について、執行部より説明を願います。

○**本橋警防救急課長** 土浦市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部(案)について御説明いたします。改正の趣旨ですが、本年4月に消防庁長官から「消防団員の報酬等の基準の策定等について」が通知されたことにより、国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練、その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるように、必要な措置を講ずるものとするとの助言がなされたことから、本市消防団の処遇を改善するため、土浦市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を一部改正するものです。改正の主な項目は、3つとなります。1つ目は、消防団員の身分を保持したまま、消防団員としての活動を一定期間行わないことができる休団制度を条文に追加いたしました。消防団活動の継続を希望しているのに、仕事や家庭などの事情で一定期間活動ができない方へ、3年を超えない範囲で活動が休止できる制度でございます。また、この期間の報酬や団員履歴も停止いたします。次に2つ目、消防団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事した場合、現在、費用弁償として支給している出動手当を報酬とし、出動報酬として支給するものです。3つ目は、年額報酬と出動報酬の支給額を、下記のとおり改正いたします。上段が改正後の金額、下段が改正前の金額となります。団長は8万円を8万2,500円に、副団長が6万5,000円を6万9,000円に、本部員は変更ありません。分団長が4万8,000円から5万500円に、副分団長は4万円から4万5,500円に、部長が3万3,000円、班長が3万2,000円を同額の3万7,000円に、団員は3万円を3万6,500円と増額する案でございます。この報酬額は、国から示された交付税単価と同額となっております。次に、出動報酬ですが、水火災、地震等への出動の交付税標準額が、1日8,000円とするとの助言が示されたことにより、本市におきましても、7時間45分を超える大規模災害等に出動した場合、1日8,000円を支給といたす改正案でございます。それ以外の災害出動には、3,000円を支給することとし、現在の3時間未満の災害出動手当の2,500円を廃止いたします。また、要請により出動しましたが、災害ではなかった事案、いわゆる誤報につきましても、1,000円を支給することを追加いたしました。次に、訓練、警戒の職務につきましても、従来どおり1回1,500円となります。次に、その他の職務を削除いたしまして、新たに機械器具の点検の職務、また左欄以外に掲げる以外の職務といたしまして、1,000円支給を追加いたしました。最後に4つ目、付則といたしまして、本条例に休団を加えたこ

とにより、土浦市消防団員に係る退職報償金支給に関する条例を一部改正しております。これは休団している期間は、退職報償金を算定する勤続年数に加算されないことを明記したものです。最後、施行日は令和4年4月1日からとなります。2ページ以降に条例の改め文及び新旧対照表となりますので御覧ください。警防救急課からは以上となります。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 次に、資料②専決処分の承認について（公用車に係る人身事故の和解について）、説明を願います。

○檜山消防総務課長 消防総務課です。続きまして、②専決処分の承認についてをお聞き下さい。今回の議案につきましては、9月議会において物損損害賠償の報告をさせていただいた同一事故に係る人身損害賠償の和解についてでございます。1事故発生日時につきましては、令和2年12月7日（月曜日）午前11時12分頃の事故でございます。2事故発生場所につきましては、土浦市木田余3686番地付近の路上でございます。3和解の相手方につきましては、土浦市在住の女性でございます。4事故の概要につきましては、大型免許を取得した職員が消防自動車を使用し、運転操作の訓練中に、市道Ⅰ級18号線、こちらは通称国道道路と呼ばれている道路でございます。そちらを走行中に、右折待ちで停車していた相手方車両に追突し、運転者の女性が負傷した事故でございます。5和解の概要につきましては、本件につきましては、議決をいただき進める案件でございますが、相手方へ速やかな補償を行うため、245万7,405円を支払い、令和3年11月11日に専決処分としたものでございますので、御承認を賜りますようお願い申し上げます。事故後の対応としましては、土浦警察署から資料を提供いただき、全職員に対し安全運転教育を実施しております。今後は、職員一丸となり、更なる事故防止対策並びに安全教育を徹底してまいりますので、よろしくお願いいたします。この度は、誠に申し訳ございませんでした。

○鈴木消防長 ただ今、次長の方からお詫びがありましたが、本来市民を守る立場の消防の職員が人身事故を起こしてしまったこと、これは本当に誠に遺憾でございます。今説明ありましたように、しっかりと安全運転教育、また訓練、これを実施しまして、二度とこのような事故を起こさないように、精進してまいりますので、どうぞ今後よろしくお願いいたします。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 次に、報告事項につきまして、資料③令和4年土浦市消防出初式について、説明を願います。

○本橋警防救急課長 令和4年土浦市消防出初式について、御説明いたします。1目的は、本市の消防力を公開することで、消防への理解と信頼を深めるとともに、火災予防思想の普及を図ることを目的として実施するものです。期日は、令和4年1月8日（土曜日）となります。会場及び進行についてですが、観閲式が8時30分クラフトシビッ

クホール土浦の駐車場で行います。式典が9時からクラフトシビックホール土浦の大ホールで行う予定であります。続いて、例年土浦市鳶職組合による木遣り歌と梯子乗りを市役所前の大屋根で、消防車両での分列行進を駅前周回道路で行っていましたが、来年は、木遣り歌と梯子乗りを10時45分に川口2丁目三帆広場で、分列行進を11時15分に川口2丁目運動公園周回道路に変更して行う予定となっております。分列行進後は、霞ヶ浦を挟み、川口側、港町側に分かれまして一斉放水を11時55分に行う予定となっております。4その他といたしまして、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、規模の縮小または中止をする場合がありますので、あらかじめ御了承お願いいたします。警防救急課からは以上となります。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 そのほか、消防本部からございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 消防本部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。ありがとうございました。

(消防本部退席)

(市長公室入室)

○今野委員長 それでは、市長公室の案件について協議を行います。市長公室資料に基づきまして、資料①土浦市亀城プラザの指定管理者の指定と、次の資料②令和3年度土浦市一般会計補正予算(第10回)(案)亀城プラザ管理運営事業(債務負担行為)につきましては、関連がございますので一括して説明を願います。

○佐々木政策企画課長 政策企画課長です。おはようございます。まず、私の方からはですね、資料①土浦市亀城プラザの指定管理者の指定につきまして、御説明をさせていただきます。まず、1の概要を御覧いただきまして、現在、亀城プラザにつきましては、産業文化事業団を指定管理者として指定し、管理運営を行っているところでございます。こちらですね、指定期間が令和4年3月31日で満了となり、新年度からスムーズに亀城プラザの管理運営ができるよう、後ほど選定理由につきまして御説明させていただきますが、引き続き、産業文化事業団を指定管理者として指定いたしたく、法に基づき、議会の議決を求めるものでございます。2の指定管理者の候補者でございますが、今ほどお話ししたとおり、引き続き、一般社団法人土浦市産業文化事業団で、3の指定理由といたしましては、ポツの一つ目で、これまで、亀城プラザの指定管理者として、産業やスポーツの振興と文化の向上に資する様々な講座を開催するなど、市民の福祉の増進に寄与する取組を進めてきており、今後も市の文化活動等の振興について期待ができること、ポツの2つ目で、平成18年度から指定管理の実績があり、事業運営の知識と経験を生かした管理運営について期待ができることといった理由から、引き続き、産業文化事業団を指定管理者として指定いたしたいというものでございます。4では、亀城プ

ラザの施設概要を付けさせていただきました。なお、5の指定期間でございますが、令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間でございます。恐れ入ります、引き続き、一般会計補正予算（第10回）（案）亀城プラザの指定管理運営事業（債務負担行為）につきまして、御説明をさせていただきます。資料につきましては、サイドブックス1つお戻りいただきまして、②ア令和3年度土浦市一般会計補正予算（第10回）についての亀城プラザ管理運営事業（債務負担行為）をお開き願います。1の債務負担行為の理由を御覧いただきまして、亀城プラザの指定管理者の指定につきましては、今ほど御説明させていただきましたとおり、土浦市産業文化事業団を指定いたしたいと考えているところでございますが、こちらの債務負担行為の設定につきましても、新年度からスムーズに亀城プラザの管理運営ができるよう、指定管理者へ支出する令和4年度から8年度までの5年間の指定管理料について、債務負担行為を設定いたしたいというものでございます。2の内容を御覧いただきまして、亀城プラザにおきましても、他の指定管理施設と同様に、管理運営につきましては、指定管理者による適正かつ円滑な管理運営を行うために、利用料金等のほか、指定管理料で賄っているところでございまして、当該期間の指定管理料の上限額を定めたいというものでございます。3の算出根拠を御覧いただきまして、5年トータルの指定管理料の上限額として、人件費や委託料などの管理運営費から、利用料金等収入見込み額を差し引いた2億5,470万3,000円を上限額として、債務負担行為を設定いたしたいというものでございます。説明につきましては、以上となります。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 次に資料②イ令和3年度土浦市一般会計補正予算（第10回）（案）亀城プラザ管理運営事業について、説明を願います。

○佐々木政策企画課長 政策企画課長です。引き続き、私の方からはですね、今年度の亀城プラザ管理運営事業における補正予算の内容につきまして、御説明をさせていただきます。サイドブックスですね、また一つお戻りいただきまして、②イ令和3年度土浦市一般会計補正予算（亀城プラザ管理運営事業）をお開き願います。今ほど御説明をしたとおりですね、亀城プラザの管理につきましては、産業文化事業団を指定管理者として、管理をお願いしているところでございます。1の補正の理由を御覧いただきまして、指定管理者において、このコロナの影響で、利用者が減り、利用料金収入も減少しているとのことでございますが、それ以上に、歳出につきまして、人件費において、当初は6名の配置を想定しておりましたが、実際の配置が5名であったということ。また、利用者の減少に伴い光熱水費や清掃業務委託費などが減少する見込みであるといったことから、歳出の減分の方が歳入の減収分を上回る見込みであることから、その分を減額補整いたしたいというものでございます。2の補正予算額でございますが、委託料といたしまして、221万円を減額いたしたいと、そういったものでございます。説明につきましては、以上となります。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 次に資料②ウ令和3年度土浦市一般会計補正予算(第10回)(案)ふるさと土浦応援寄付事業について、説明をお願いします。

○**佐々木政策企画課長** 政策企画課長です。続きまして、ふるさと土浦応援寄付事業における補正予算の内容につきまして、御説明をさせていただきます。サイドブックはまた1つお戻りいただきまして、②ウ一般会計補正予算ふるさと土浦応援寄付事業をお開き願います。1の補正の理由を御覧いただきまして、ふるさと土浦応援寄付金でございますが、寄付額の増を目指して対応事業者を増やし、イベント時など様々な場面で周知をかけ、寄付を募っているところでございます。今年度の寄付額でございますが、このコロナによる巣ごもりの影響もあってか、5億7千万円集まった昨年度の上半期と比較いたしまして、2.3倍の増となっている状況でございます。例年、これからがですね、寄付の駆け込みで一気に増える状況でございます。今年度は、過去最高の寄付額であった昨年度の2倍の10億円は集まるものと見込みまして、その上で、歳入歳出を補正させていただきたいというものでございます。2の補正額を御覧いただきまして、歳入につきましては、昨年度実績の2倍となる10億円とした上で、歳出につきまして、寄付の受付・収納・返礼品の配送などを、さとふる、楽天、ふるさとチョイスへ委託しておりますが、その委託料とふるさとチョイス分のクレジットカード手数料について、それぞれを寄付額が昨年度実績の倍になるものと見込んで算出した額、そちらを増額補正したいというものでございます。説明につきましては、以上となります。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○**篠塚委員** 納税増えるのはいいことなんですが、他市の例で、返礼品を送るのが滞ってしまったとか、そういうこともあるんで、実際にこの寄付額が倍になった時に、その辺の不備がないようお願いをしたいということで。

○**佐々木政策企画課長** 土浦市の返礼品につきましては、今お話があったように、佐藤畜産さんが9割くらい占めておりまして、今年度、田中商店という新治の米屋さんが一気に伸ばしているような状況でございます。佐藤畜産さんも田中屋さんもですね、品物が品薄になった場合は、ストップをかけると。時期は半年後になるかもしれないという、そういったものを広告に載せて、寄付を募っているような状況でございますので、そういった対応でやっているところでございます。

○**海老原委員** 今回の補正額で、歳入が単純に5億伸びるということは分かるんだけど、委託料が倍じゃなくて、5千万プラスというのは、約5千万ね。これはどういう原因なの。

○**佐々木政策企画課長** 委託料につきまして、先ほどお話したとおり、さとふると楽天、ふるさとチョイスに委託をお願いしているところでございます。今、海老原委員がおっしゃったお話は、単純に5億なので、同額が補正になる話になるはずだという話でございますが、なんでかということだと思います。実はですね、今年度農水省の方でですね、キャンペーンをやりました。そのキャンペーンというのがですね、おいしく地域応援プロジェクトというものでございます。8月17日から9月12日まででございます。こ

のキャンペーンの内容というのが、全てさとふるの方で手を挙げてですね、品物もさとふるで指定したんですけれども。さとふるの方で、一番土浦市で寄付が集まっている佐藤畜産さんの1万円で3,000円のスペアリブを送るというのがございますが、このキャンペーン期間中は、寄付は半分でいいですよ。5,000円でいいですよ。ただ品物については、3,000円分お渡ししますといったことで。寄付は半分でございますので、品物の費用、大体3割ですか、3,000円かかるんですけれども。その半分、1,500円を国がもちますよという、そういうキャンペーンでございます。5,000円の寄付で通常の寄付返礼品が貰えるというものでございます。こういったキャンペーンをやったおかげですね、寄付額は通常の半分でございますが、発送は通常通りの送料がかかるということで、経費がかなりかさんだところでございます。ただ一方で、この時期ですね、佐藤畜産さん、6千件くらいの寄付が集まったということで、この時期、前年の月で比較しても3倍近くの寄付額が集まっているということでございます。ただ、一方で経費がかかっていることは事実でございます、それを差引いた額ですね、補正額の方が、算出の方が伸びていると、そういった状況でございます。以上でございます。

○吉田(千)委員 皆さんも見たかなと思うんですが、委託料がどうしてもかかってしまうという状況があるということで、一方で自治体はなかなか納税がうまく進まない状況もあったんだろうというふうに思うんですが、昨日NHKでやってみました、湯河原町でしたけれども、なんとふるさと納税の自販機というものが設定をされて。そうすると、自分がここに納税したいという、そこをポチッと押すとですね、納税額が出て、そこに誰でも、多くの方がふるさと納税に関われるという、そんなものが。詳しくちょっと分からないんですけれども。昨日ちょっとやってみましたので、うちは大変寄付額多いんだけれども、その分やはりどうしても委託料、こういったものが多くかかっている状況もあるので、様々ちょっとまた検討をしていただければという、そういう話でございます。意見というか。また見ていただければと思います。よろしくどうぞ。

○佐々木政策企画課長 御提案ありがとうございます。我々もですね、ふるさと納税につきましては、市の貴重な財源になるという考えの元、今対応してくれる事業者さんを増やしている状況で、何とか寄付額を増やそうと取り組んでいるところでございます。そんな中で今湯河原町の御提案いただきました。市の方でもですね、やっていけるのかどうか、ちょっと私も初めて聞いた話でございますので、状況を確認してですね、研究させてもらえればと思っております。御提案どうもありがとうございました。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 次に、報告事項につきまして、資料③パブリック・コメント実施案件について、説明を願います。

○佐々木政策企画課長 私の方からはですね、総務市民委員会に関わる今年度策定中の計画における、パブリック・コメントの実施案件につきまして、一括で御説明をさせていただきます。現在策定中の総務市民委員会に関わる計画は、5件でございます。まず、

資料の1つ目を御覧いただきまして、社会経済情勢等の変化に的確に対応し、市勢の一層の発展を図るため、市の最上位計画であります「第9次土浦市総合計画」を、昨年度から策定しているものでございます。2つ目でございますが、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するために、公共施設等の適切な維持管理や適正な配置の実現を目的として、「公共施設等総合管理計画」を策定しているものでございます。3つ目でございますが、大規模災害から市民の生命や財産を守り、本市の社会経済活動を維持し、迅速に復旧・復興ができるよう、「地域防災計画」を改訂しているものでございます。恐れ入ります、裏面を御覧いただきまして、4つ目でございますが、市の環境基本条例に示される理念の実現に向けまして、「第三期環境基本計画」を策定しているものでございます。5つ目でございますが、循環型社会の構築に向けて、ごみの減量化及び再資源化並びに適正処理を推進することを目的として、「第3次ごみ処理基本計画」を策定しているもので、これらの5つの計画につきまして、広く市民の御意見を伺うために、こちらで示している期間、パブリック・コメントを実施いたしたいというものでございます。なお、一番目の第9次土浦市総合計画につきましては、市議会の議決すべき事件に関する条例に基づきまして、3月議会においてですね、議案として上げさせていただき、お諮りいたしたいと考えております。また、現段階の計画等につきましては、それぞれの部ですね、サイドボックスのフォルダの中に入っておりますので、後ほど御確認いただければと思います。説明につきましては、以上となります。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○**篠塚委員** この計画ごと、パブリック・コメントに対する質問でいいんですかね。その計画についての内容は、後の説明があるんですか。まず確認で。第9次総合計画については、説明があるんですか。

○**佐々木政策企画課長** 第9次総合計画につきましては、今回パブリック・コメントの実施ということで、3月にですね、上げる際に内容を説明できればと考えてございます。以上です。

○**篠塚委員** 総合計画について、ちょっと質問させていただきますけども。最上位計画ですよね。第8次総合計画が、来年までが前期計画ですよね。前期計画が終了していないのに、第9次総合計画を始めるのは、市長の方針の中で議場で説明はありましたけれども、具体的に最上位計画が変われば、ほかの全部計画も変わっていくと思うんですけれども。その辺のところはどのようにお考えでこれを、第9次総合計画を進めたのでしょうか。

○**佐々木政策企画課長** 第9次総合計画につきましては、昨年度債務負担を取る際にもですね、若干触れさせていただきましたが、まず今まで基本構想と実施計画と基本計画と三層構造でございましたが、まずこの社会経済情勢の大きな変化とまたこのコロナの影響を踏まえまして、大きな考え方にコロナ等を踏まえた、考えた要素を入れるしかないという考えの元、年度途中ではありましたが、期間途中ではございましたが、第9次総合計画の策定に至ったと。そのような中で今回の構想についてはですね、今回の計画については、まず基本構想の部分ですか、そちらを今策定しておるということで

ございますので、基本計画についてはですね、それぞれの個別計画に委ねるといった形でですね、今作っているところでございまして、基本的に基本構想が変わるとですね、時期を踏まえて個別計画がコロナですとか、今の社会経済情勢等の変化に的確に対応した計画になっていくものと。そういった形で進めているところでございます。以上です。

○篠塚委員 今の説明ですと、コロナ感染症みたいな緊急事態が発生したので、基本構想も変えなきゃいけないということで始まったんでしょうか、ということの理解でよろしいんですかね。これもしコロナ感染症がなかった場合は、基本構想を変えないで、今までどおりの。今まで途中で見直してないですよ、急に。総合計画を直すっていうことは。そういう理解なんですか。

○佐々木政策企画課長 そうですね。今の社会経済情勢の劇的な変化と、後はこのコロナですね。コロナの影響があったということで。大きな考え方の部分で、この要素を踏まえた形で、それぞれの施策というのを考えるべきではないかといったことで、今回期間途中ではありますが、この最上位計画の見直しに踏み切ったところでございます。以上です。

○篠塚委員 もう一回だけ。そうすると、今度の基本構想の中には、コロナ感染症みたいなものと、自然災害とか、大きな災害があった場合には、基本構想を見直すこともあるような文書が今度入ってくるんでしょうかね。そういうのが。

○佐々木政策企画課長 まず大前提でその辺の部分ですか、入れた上で今回の構想を作っているところでございますので、またコロナの要素ですね。全体的に様々な場面でそのコロナですとか、そういったものを入れ込んでいるところでございます。劇的な変化があった場合はですね、今回見直したように、考え方に入れるっていうのはですね、今後もあり得る話ではないかなというふうに思っているところでございます。以上です。

○篠塚委員 すみません、最後に確認なんですけど、最上位計画が変わるっていうことは、個々の計画も今後この決まった後に変えていくということよろしいんですか。

○佐々木政策企画課長 個々の計画も期間というものがございますので、今回基本計画の部分で個々の計画にですね、置き換えている部分もございます。その期間満了と言いますか、期間が見えた時にですね、個々の計画がコロナですとか、今の社会経済情勢等の変化をしっかりと踏まえて上で、見直すということになることになります。以上です。

○吉田（博）副委員長 課長、俺は総合計画も管理計画も両方出ているんだけど。その場では発言しなかったんだけど。以前も私言ったことがあると思うんだが、パブコメは、これは案件によって数が来るものと、全く返ってこない、ないという案件があるんだよね。これな。その中で、市の答えというか、パブリックコメントが寄せられて、それに対しての市の対応するものを、以前も言ったんだけどね、事細かにきちっと答えてやって欲しいということなんだよね。8次総かな、何かの時のパブコメでね、回答見たら、質問する方は10行も20行もあるのに、市の方の答えが2、3行で終わっているなんてのがね、結構あるの。やっぱりそうになるとね、パブコメの意味がなくなってくると言うか、市民もそういう答えをされたんでは、もうやらないよというような雰囲気もあるからね。やはりそれは真摯に対応してもらわないと、今後のパブリック・コ

メントの在り方が問われると思うからね。その辺を注意してください。以上です。

○佐々木政策企画課長 ありがとうございます。そのとおりでございます。パブリック・コメント、ゼロのものもありますし、一桁のものがほとんどでございます。その中でしつかりですね、今回この計画のパブリック・コメントの回答につきましては、対応につきましては、きめ細やかにやらせていただきたいと思います。御意見の方、ありがとうございます。以上です。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 では私から1つ。今の副委員長の質問に付随するものなんですけれども。市長公室だけの問題ではなくて、全庁的な問題なんです。パブリック・コメントといっても、非常に件数少ないんですよね。本当に1桁とか2桁。これはやはりもうパブリックとは言えないのではないかと。本当に市報とホームページだけです。告知しているのは。やはりそれだと市民の皆様たちにはほとんどというか、かなりの部分届いていない状況だと思いますので、これは本当に全庁的にもっとどのようにしたら市民の皆様に声が届くのかということを、いろいろホームページ、市報だけではなくて、考えていただければと思います。

○佐々木政策企画課長 委員長、ありがとうございます。そのとおりだと思います。全ての計画、パブリック・コメントを受け付ける中で、先ほど話したとおりですね、本当に少ないというのがですね、我々の課題でございます。他市の状況を見ながらですね、どうやったら多くの皆さんから御意見を貰えるのか、そういったものをですね確認しながら、速やかに対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 次に、資料④第27回全日本選手権自転車競技大会シクロクロス兼2022年シクロクロス世界選手権代表候補選手選考会の土浦市開催について、説明を願います。

○佐々木政策企画課長 政策企画課長です。資料につきましては、1つお戻りいただきまして、④のですね、第27回全日本選手権自転車競技大会、このシクロクロスの大会ですね。こちらをお開きいただければと思います。まず、このシクロクロスというスポーツでございますが、御存じの方もいらっしゃると思いますが、若干ちょっと説明させていただきますと、1900年頃にフランスで発祥したスポーツでございます。ルールといたしましては、距離ではなくですね、時間制で行われるもので、具体的には、1周2.5キロメートルから3.5キロメートルの短めなコースを使用いたしまして、スタート地点から一斉にスタートした後でですね、1周目の1位の選手の周回タイムを参考に、その場で競技時間に近くなる周回数を決定し、ゴールの着順を競うスポーツとなっております。また、コースはですね、オンロード、オフロード、未舗装のものです。そういったものと、フェンスや急斜面、階段なども標準で設定されておまして、自転車を降りて、押したり、担いだりしなければならない箇所が多数存在しております。ま

た、カーレースと同様にですね、ピットエリア、こういうものも設けられておりまして、機材の交換も認められておると。体力と技術のほかに、チームでの戦術というものも勝利への鍵となっているスポーツでございます。それでは、このシクロクロスの世界選手権代表候補選考会の概要について御説明させていただきます。この選考会の主催につきましては、一般社団法人日本シクロクロス競技主催者協会でございます、土浦市は後援ということで、議員の皆様におかれましては、先日ですね、詳細につきまして、お知らせをさせていただきましたが、改めて御説明をさせていただきます。1の期日及び2の会場でございますが、開催期日は、来月の12月11日（土曜日）と12日（日曜日）の2日間でございます。会場は、りんりんポート土浦と川口運動公園周辺へ、その下の3の左側の図を御覧いただきまして、このように、大体3キロメートルのコースを作りまして、開催するといったものでございます。4の来場者数でございますが、参加選手は、資料では昨年並みの200名となっておりますが、エントリーが今週末で締切りですが、現在のところ、既に500名の方から参加のお申込みをいただいているところでございます。想定の倍以上のエントリーがある理由といたしましては、開催場所がですね、初めて駅近での開催ということで、主催者側においてはですね、2日間で、これまでの2倍以上、約2,000名のギャラリーが集まるのではないかと考えているところでございます。5の出店を御覧いただきまして、当日はですね、土浦市の食の魅力を知ってもらふ絶好のチャンスであるといったことから、土浦市でですね、このりんりんポートの駐車場部分におきまして、中台さんですとか、飯村畜産さんですとか、8つから9つの店舗の市内飲食店を出店する予定となっております。裏面を御覧いただきまして、1日目と2日目のスケジュールをつけさせていただきました。すみません、これ大会そのもののスケジュールで、なかなか見づらい部分がございますが、基本的にですね、1日目は、年代ごとのエキシビションのレースがメインでございまして、実際の選考会は、2日目となります。男女エリートコースの優勝者は、JCF、日本自転車競技連盟でございます、そちらの強化指定選手になりまして、来年度アメリカで開催予定の世界選手権へ派遣され、2位、3位入賞者及びU23、U19の優勝者は、派遣候補者として推薦されることとなります。説明は以上となりますが、当日は、かなりの混雑が想定されております。もし、議員の皆様におかれまして、御覧になりたいといった方が、興味のある方がおりましたら、駐車場の確保がございますので、事前にですね、我々政策企画課へお話ししていただければと思っております。説明につきましては、以上となります。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 では私から1点。これは2日間にわたってですが、参加する方は2日間にわたって参加するということですか。

○佐々木政策企画課長 基本的に競技は2日目でございます。1日目はそれ以外にJCF、この連盟に加盟している方が出るということもございますので、1日目と2日目はダブる人もいますけれども、基本的には2日目が大会ですので、2日目がメインという

形になります。以上です。

○**今野委員長** ありがとうございます。もしそうでしたら、ホテルの対応とかどうなのかというのがちょっと気になったものですから。ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 次に、資料⑤機動警察パトレイバー30周年突破記念 in 土浦「TV－劇パト2+」展の開催について、説明を願います。

○**佐々木政策企画課長** 続きまして、機動警察パトレイバー展開催事業につきまして、いよいよ開催できる運びとなりましたので、御説明いたします。資料につきましては、サイドブックス1つお戻りいただき、⑤機動警察パトレイバーをお開き願います。まず、1の開催概要の(2)期間を御覧いただきまして、開催期間につきましては、年明けの令和4年1月14日(金曜日)から2月13日(日曜日)の1か月間で、(3)の場所は、市民ギャラリーで開催いたしたいと考えております。(4)の時間につきましては、10時から18時で、(5)の内容を御覧いただきまして、テレビやビデオ、映画などの制作資料やイラストを展示するほか、作中で登場する土浦研究所で開発されたロボット、グリフォンにスポットをあてた特設コーナーを設ける予定となっております。また、スマホなどを活用して、ギャラリー周辺のみで視聴することができる幻のミニドラマの放映ですとか、ご自分のスマホで、AR(人口現実)技術を活用し、このテレビの声優さんによる作品の紹介ですとか、スマホの画面の中です、この土浦研究所で開発されたロボット、グリフォンに近づいたり、回り込んで細部を見ることもできるようになるなど、土浦ならではの企画内容となっております。なお、来場者へは、亀城公園や水郷の風車などを背景にグリフォンを組み入れた土浦市限定のポストカードを無料配布するとともに、1月14日(金曜日)から1月16日(日曜日)まではキャンペーンといたしまして、お越しいただいた方には、3日間限定で、抽選で15名の方へポスターをプレゼントするイベントも開催いたしたいと考えております。(6)の観覧料でございますが、入場料として1,000円、小中高生500円、未就学児や障害者手帳をお持ちの方などは無料といたしたいと思っております。(7)の感染症対策でございますが、入口へ消毒液や検温器を設置するほか、3歳以上のお客様はマスクの着用を徹底いたします。また、こちらには書いておりませんが、展示スペースへは、常に定員の半分40名の来場とし、1月14日の初日と、土日祝日につきましては、混雑することが想定されますことから、サイトでの事前予約での対応といたしたいと考えております。続きまして、その下の大きな2の付随イベントでございますが、丸の一つ目を御覧いただきまして、この企画展の開催にあわせて、同期間、りんりんポートや大徳、市民ギャラリー、博物館、亀城公園東櫓、水郷の風車、きらら館など、市内7か所を巡るデジタルスタンプラリーを開催いたしまして、スタンプを集めた方、先着2,000名へ特製クリアファイルをお配りいたしたいと考えております。次に、丸の2つ目を御覧いただきまして、こちらも同期間、本展示会が初出しとなりますパトレイバーやグリフォンのキャラクターデザイナーやイラストレーターの描きおろしイラストを使ったグッズ、マグカップですとか、

Tシャツですとか、そういったものでございますが、市役所1階のきらら館で販売したいと考えてございます。3のプレスリリースでございますが、11月29日（月曜日）にですね、市の定例記者会見があります。そちらでまず発表するとともに、同時に、土浦駅、県内の学校や公民館、図書館へポスターを貼ってもらうよう依頼済みでございます。そのほか、全国のパトレイバーファンに向けては、パトレイバーの公式サイト、これはツイッターでございますが、そちらの中で、もう既にですね、29日の市長記者会見で、何かしらの発表を市長がするんだと、そういった事前告知しております。そういったことで、ネット上ではですね、にわかに話題になってきているところでございます。29日以降ですね、大々的に周知をかけていきたいと考えております。説明につきましては、以上となります。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○海老原委員 アニメ関係で以前博物館か、あの戦国BASARAやった時に、予想以上のお客さんが来たってということで、そういうことがあるんで、今回の企画について、土日祝日は事前予約制となっているんで、ある程度設定はできると思うんだけど。平日にたくさん来た時に、どういう対応をしようと考えてる。

○佐々木政策企画課長 平日、我々もどのくらい来るか分からないところでございます。そんな中で今回ですね、ギャラリーの大きな部屋を2つ使って定員が94名です。基本的に土日祝日については事前予約ということでですね、時間で40名を超えないような形で予約を受け付けようと思っています。平日については予約制ではございません。ただ、係員が4名ついています。入口2つございますが、4名ついています。部屋にですね、40名以上が入らないような形でその辺は調整しよう、なるべく増えているときはスタンプラリーの方に行ってくださいと、そういった誘導をしながらですね、人数制限というのをかけていきたいと考えてございます。以上です。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 では私から1点。すみません勉強不足なんですけど、こちらは非常に人気のあるもので、集客が非常に見込めるということなんでしょうか。一番支持しているというか、ファンの人たちは平均年齢何歳くらいなんですか。

○佐々木政策企画課長 我々もちょっと正直言って読めない部分もございますが、昨年度ですね、新潟市にまんがアニメ情報館というのがございます。そちらで実施した際ですね、10月10日（土曜日）から11月15日（日曜日）でございますが、4,000人が集まったということでございます。そのほかですね、全国の丸井のスペースでやっているところでございますが、そちらにも確認しましてかなりにぎわっているというようにございます。後、ツイッターでですね、公式サイトパトレイバー御覧にいただけると、先ほどお話ししたとおりですね、市長が29日に何かしら重大な発言をするといったことを載せたところでございますが、600件くらいのいいねがついて、リツイートが2,300件あったかと思います。年齢層についてはやっぱり1988年ということなんで、40代から50代なのかなと考えてございます。今回駅から近い場

所だということで、かなり多くの方が集まるのではないかなというふうに我々の方も思っているところでございます。以上でございます。

○今野委員長　ありがとうございます。ではその時期に合わせて、前の広場の所で何か、茨城の、土浦の美味しいものとかいろいろコマーシャルできる可能性もあるということですよ。

○佐々木政策企画課長　そうですね、その辺はちょっと考えていなかったんですけど、ぜひですね、コラボすることができるかどうかちょっと検討させていただきたいと思います。

○島岡委員　数年前に私このパトレイバーの大きいのを呼んだらいいだろうという一般質問をさせていただいた時があったんですけど。例えばまちかど蔵とか亀城プラザとかそこまで巻き込んで、お客さんが土浦市を周遊できるようなそういうものがあると面白いなとか。例えば大洗のガルパン、ああいうのを真似するみたいな形で。よろしくお願いします。

○佐々木政策企画課長　そうですね、我々も等身大ですとか、本当はもう少し内容です、大きくしようと考えていたんですけども、ちょっとこのコロナの関係で。実は本来であれば、ギャラリーの方にもコックピットなんかも作ってですね、乗ってもらおうと思ったんですけども、先方の方からちょっとコロナでやめた方がいいといった話がございます。後、等身大、実物大のものについては、小美玉市の茨城空港で1回やったことがございます。そういったものも検討したところでございます。ただ場所的にどうなのかといった話がございます。ただ一方です、今回スタンプラリーで7か所のうち5か所ですか、映えるって言ったらおかしいですけども、様々なキャラクターの2メートルくらいのパネルと言いますか、そういうのを置かせていただきまして、写真スポットと言いますかね、そういうのも設定してですね、駅周辺だけではなくて、水郷の風車もございますので、そちらまで足を延ばしてもらって土浦市を知ってもらうようなそういった取組も入れ込んだところでございます。以上でございます。

○今野委員長　ほかに何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長　それでは次に、資料⑥第3回全国シクロサミットの開催について、説明をお願いします。

○佐々木政策企画課長　続きまして、第3回全国シクロサミットの開催につきまして御説明をさせていただきます。資料につきましては、サイドブックス1つお戻りいただきまして、⑥第3回全国シクロサミットをお開き願います。こちらはですね、土浦市を含めて全国394の自治体で組織いたします、自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会が主催となり、自転車をキーとして自治体間において連携した事業を推進することで地域を活性化させるといったことを目的としたシンポジウム、シクロサミットをですね開催するといったものでございます。このサミットは、これまで和歌山県と愛媛県の2会場で開催し、昨年度は、第3回目として土浦市での開催が決定していたところでございます。ただ、このコロナの影響で、昨年度はやむなく中止となったと。

今年度、何とか、全国の方々へ、本市のサイクリングの取組などを知ってもらうためにもですね、オンラインで行いますが、開催する運びとなったものでございます。資料の大きな2を御覧いただきまして、開催日時につきましては、令和4年2月19日（土曜日）の13時から開催したいと。3の開催場所でございますが、先ほど御説明させていただきましたとおり、ズームによるオンラインでの開催となります。4の参加者でございますが、現在、全国市区町村の会の会員へ募集をかけておりまして、その状況を踏まえまして、12月中旬から、全国市区町村の会や本市も含め、会員のホームページなどで、一般参加の募集もかける予定となっております。合計で500名程度の参加を予定しております。5の内容を御覧いただきまして、主に自転車施策の講演がメインとなっておりますが、自転車先進国であり、茨城空港から2時間半のフライトで行ける台湾観光局の職員の方や、地域密着型ユーチューバーのM I H Oさん、アウトドア・スポーツ用品の販売事業者を代表して株式会社シマノの阿部さん、つくば霞ヶ浦りんりんロードのロゴマークや路面標示をデザインされた筑波大学の原先生に御登壇いただく予定となっております。その後、筑波大学の蓮見先生をコーディネーターとして、第1次、第2次ナショナルサイクルルートに指定されたエリアから、土浦市を含む6市の担当者でのパネルディスカッションを予定しております。説明につきましては、以上となります。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 そのほか、市長公室からございますか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 市長公室の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

（市長公室退席）

（総務部入室）

○今野委員長 続きまして、総務部の案件につきまして、協議を行います。サイドブックス総務部資料に基づきまして、資料①令和3年度土浦市一般会計補正予算（第10回）（案）について、執行部より説明を願います。

○武井人事課長 委員会事前資料の①の1ページを御覧ください。令和3年度土浦市一般会計補正予算（第10回）（案）について御説明いたします。1番の補正理由でございますが、本案につきましては、人件費について、対当初予算に対します退職や育児休業による人員の減に伴う予算の補正、時間外勤務手当の増に伴う増額補正、本年4月及び10月の人事異動によります人員の増減に伴う過不足の補正をお願いするものでございます。2番の補正予算額につきましては、2ページの令和3年度第10回補正予算に係る職員人件費補正予算案の概要を御覧いただきたいと思います。会計ごとの補正予算の状況でございます。御案内のとおり、人件費は給料、職員手当等及び共済費の合計で構成されております。表を御覧いただきたいと思います。項目の左から、会計、補正前

の予算額、補正予算額、それから、計とありますが補正後の予算額になります。単位はいずれも千円単位となっております。項目の会計ですが、一般会計と5つの特別会計の区分について標記しております。それから、補正前の予算額の枠内の一番右側の計という項目の一番下の網掛けになっている数字、80億1,534万9,000円が補正前の予算の総額になります。この当初の予算に対しまして、補正予算額は総額で、303万4,000円の減額になります。補正の要因としましては、大きく分けて3つの要因となっております。まず、1番目は育児休業者が35名程度いたことや、予定外の普通退職者が3名いたことによる、支給対象者の減少によるものです。2番目といたしましては、時間外勤務手当の増に伴う、職員手当等の増となっております。3番目でございますが、1番目と関連しておりますが、育児休業者の増と予定外の普通退職者によりまして、共済費の減となっております。このことによりまして、給料・共済費が減額補正、職員手当等が増額補正となるものでございます。補正後の予算額につきましては、一番右側の一番下、網掛けの所になりますが、総額で80億1,231万5,000円となります。説明は、以上でございます。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○**今野委員長** 次に、報告事項につきまして、資料②市章の使用に関する要綱について、説明を願います。

○**真家総務課長** 市章の色の件につきましては、6月議会と9月議会の総務市民委員会にて篠塚委員より御提案をいただいたところでございますが、この度、市章使用要綱案及びデザインマニュアル案がまとまりましたので、御報告したいと思います。1ページをお願いいたします。現在の市章につきましては、市制施行の2年後の昭和17年6月に制定されました。当時は全国から163点もの応募があり、その中から土浦の「土」という字を図案化した東京美術大卒のデザイナーの作品が選定されたものでございます。選定にあたっては、当時の議長が審査委員会の委員長として審議した経緯があったようでございますが、関係資料は現存しておらず、市章の色の指定等細部の規定があったかどうかについても定かではない状況でございます。市章に係る要綱等の制定につきましては、県内の市町村の多くが市章の制定時あるいは市制周年時に行っておりますが、本市におきましてはこれまで要綱等を作成しておりませんでした。市章の色についても定めはなく、これまでは慣例によりまして緑色を使用するケースが多い状況にありました。最近では、公共サインデザインマニュアルを準拠する形で青藍色についても使用する状況になってございます。冒頭で申し上げましたとおり、篠塚議員からの御指摘も踏まえまして、今回、市章についての法令上の根拠としての土浦市市章の使用に関する要綱及びデザインマニュアルを策定いたしまして、本市の象徴であります市章の色の指定など統一的な使用について定めて参りたいと考えております。なお、今後の予定といたしましては、来年の3月までに内容を検討確定させた上でですね、公表を行いまして、4月からの運用を考えてございます。それでは2ページをお願いいたします。土浦市章の使用に関する要綱（案）でございます。こちらの第3条第1項におきまして、使

用の基準として市の機関以外の者が市章を使用してはならないといたしまして、さらに第2項におきまして、例外といたしまして市の機関以外の者が使用する場合は承認することができると定めております。第4条以下におきましては、その使用申請、承認などの手続きについて定めてございます。それでは4ページをお願いいたします。土浦市市章デザインマニュアル案でございます。次の5ページを御覧いただきたいんですが、市章の色の指定に関しては、電子データ上の画像として使用する場合とモノクロ刷りで使用する場合の2種類を想定してございます。電子データとして使用する場合は、御覧のとおり、緑色と青藍色の2色を定めるものでございます。これ以外の色の使用については、別途総務課と協議することといたしました。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○篠塚委員 ありがとうございます。ぜひこのような規定を作っていただいて、進めていただければと思います。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 次に、資料③人権講演会の開催について、説明を願います。

○真家総務課長 総務市民委員会資料③を御覧ください。例年、開催しておりました人権と平和のつどいにつきましては、広島平和使節団の体験発表とともに人権講演会をこれまで実施してございましたが、コロナ禍の影響による使節団の派遣中止に伴いまして、昨年、今年度と2年連続で中止としたところでございます。今回、従来の会場開催型ではなく緊急事態宣言等の規制の影響を受けないインターネットを介した録画配信型のウェブ人権講演会を開催したいと考えてございます。期間につきましては、そちらのちらしに記載のとおり、12月1日から12月12日までを予定してございまして、講師につきましては、北京・ロンドンパラリンピック競泳の日本代表で、日本初の義手の看護師としてマスコミ等にも登場されております伊藤真波さんでございます。演題は、「あきらめない心」でございまして、御自身の体験談をもとに悩み、想い、生き方について御講演いただくとともに東京パラリンピック開会式でも行われた義手によるバイオリン演奏も御披露していただきます。なお、視聴につきましては、お手持ちのパソコンやスマートフォンからも視聴可能でございますが、事前の申込みが必要となっております。申込期間につきましては、11月15日から12月10日まででございますので、委員の皆様におかれましても是非、御視聴いただければと存じます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 ただ今説明のあった件について、何かございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 次に、資料④庁内弁護士(任期付職員)の採用募集について、説明を願います。

○武井人事課長 人事課でございます。資料の④庁内弁護士(任期付職員)の採用募集について御覧ください。庁内弁護士の採用募集について、御説明いたします。1番の趣

旨でございますが、これまで、法的な行政課題につきましては、顧問弁護士に相談しながら対応してまいりましたが、迅速かつ適切に対応するため、常勤の弁護士を任期付で採用するための募集を行うものでございます。なお、顧問弁護士につきましては、これまでどおり顧問契約を継続して訴訟事件を中心に活用するものとし、新たに採用する庁内弁護士は、所管課と顧問弁護士との調整役を担うことといたします。2番の庁内弁護士の主な業務内容といたしましては、職員からの日々の法律相談のほか、行政不服審査法に基づく審査請求や不当要求行為等への対応、職員法務研修の実施、さらには例規案の審査など、弁護士としての知識や経験を発揮することができる業務に従事することとしております。3番の勤務条件でございますが、任用形態といたしましては、弁護士は高度の専門的な知識・経験や優れた識見を有するため、土浦市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に定める特定任期付職員として採用するものでございます。任期は、令和5年度までの2年間といたしますが、任期中の業績や、本人の意向などにより、令和8年度まで延長し、5年の任期とする可能性がございます。給料につきましては、条例に定める特定任期付職員の給料表に基づき、月額53万3,000円といたします。また、給料のほか、地域手当や期末手当、さらに通勤方法等に応じた通勤手当が支給され、年間の給与としては、920万円程度を予定しております。

4番の応募資格でございますが、広く優秀な人材を募集する観点から、実務経験は問わず、弁護士名簿への登録のみを要件とし、選考の中で実務経験を含めた職務適性を判断したいと考えております。また、年齢要件も設けませんが、30代から40代までの応募を想定しております。最後に、今後の予定でございますが、来年1月7日までを募集期間とし、採用選考を実施の上、1月下旬に採用を内定し、来年度当初からの採用を予定しております。説明は、以上でございます。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○久松委員 任期が満了したその後はどうするんですか。

○武井人事課長 あくまでも任期満了日までですので、その後は特に募集というか、いたしません。すみません。その後はですね、また追加で募集するような予定で考えております。

○島岡委員 常勤で、例えば自分の仕事はそのほかにはやってはいけないとかそういうことはあるんでしょうか。

○武井人事課長 あくまでもその常勤で任期付として採用させていただきますので、ほかに兼務というようなことは考えておりません。

○島岡委員 特別この方に、部屋を設けるとか、そういうのを設けていくんでしょうか。

○武井人事課長 特別部屋を設けておりません。あくまでも総務課の中に席の方を用意する予定でおります。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 次に、資料⑤督促手数料の廃止の検討について、説明を願います。

○福澄納税課長 納税課です。現在、督促手数料の廃止の検討を行っているので、御報

告させていただきます。最初に現状といたしまして、期限内の納付が進んできており、督促手数料の徴収額が減少してきております。次年度にも経費が徴収額を上回る見込みであること、全国的にも手数料廃止の流れが進んでいること、また、近隣市町村でも廃止やその検討が進んでいることから、本市でも督促手数料の廃止を検討しております。

2番目といたしまして、督促手数料の納付状況ですが、令和2年度で690万円弱、本年度は550万円弱の見込みで、来年度には500万円程度の見込となっております。

3番目に納付の問題点ですが、督促状での支払いは市役所、金融機関の窓口でのみ納付が可能となっており、近年、利用頻度の高いコンビニ窓口では対応ができておりません。また、金融機関窓口から手数料加算の連絡が必要となっており、事務負担も大きくなっております。

4番目に徴収事務での問題点ですが、コンビニ用の納付書の再発行及び、郵送等の徴収経費が増加していることや、督促手数料への苦情を多く頂いております。

5番目として近隣市町村の現状ですが、特に県南地区での廃止が多くなってきており、今年度、つくば、守谷、つくばみらいで廃止しており、来年度には石岡市なども廃止に向けての準備をしていると聞いております。

6番目に効果ですが、手数料の取り扱いに要した時間を徴収事務に集約することで、行政効率を高めて、徴収率の向上を図りたいと考えております。最後に、督促手数料の廃止には、市の条例改正が必要となることを申し添えます。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** そのほか、総務部からございますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 委員の皆様から執行部に何かございますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 総務部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

(総務部退席)

(市民生活部入室)

○**今野委員長** 続きまして、市民生活部の案件につきまして、協議を行います。サイドブックス市民生活部資料に基づきまして、資料①ア令和3年度土浦市一般会計補正予算(第10回)(案)協働のまちづくり推進事業について、執行部より説明を願います。

○**五来市民活動課長** サイドブックス①のAをお開き願います。令和3年度一般会計補正予算案 協働のまちづくり推進事業について御説明いたします。1番補正理由でございます。協働のまちづくりファンド事業、ソフト事業、そして、県の事業でございます提案型共助社会づくり支援事業につきまして、コロナ禍の影響もあり、見込みより申請が少なかったことから、減額補正をするものでございます。2番補正予算額でございます。歳入が、事業の財源であります協働のまちづくり基金繰入金を316万6,000円減。歳出が、負担金補助及び交付金を316万6,000円減。歳入、歳出同額を減額するものです。3番補正予算の内容でございます。①協働のまちづくりファンド事業補助金につきましては、新規の申請はなく、2年目の継続事業が、子ども対象のイベント

「子ども広場」を実施いたしました土浦駅菓子屋楽校、そして、荒川沖駅前のイルミネーション装飾等による憩いの場の創出を行う荒川沖三業組合。こちらは28日（日曜日）に点灯式を行い、3月中旬まで実施する予定です。当初予算190万円のところ、150万円の減額です。②提案型共助社会づくり支援事業は、地域の喫緊の課題解決のため、県と市が3分の1ずつ助成するものですが、期限内に申請がなかったため、166万6,000円全額を減額いたします。説明は以上です。よろしくお願いします。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○**今野委員長** 次に、資料①イ令和3年度土浦市一般会計補正予算（第10回）（案）国際交流推進事業について、説明をお願いします。

○**五来市民活動課長** 委員長、市民活動課です。サイドブックス①のイをお開き願います。令和3年度一般会計補正予算案国際交流推進事業について御説明いたします。1番補正理由でございます。姉妹都市でありますアメリカ・パロアルト市との中学生交換交流事業につきまして、コロナ禍の影響により、来年3月に予定しておりました本市からの派遣を中止といたしましたことから、不用額につきまして減額補正をするものでございます。2番補正予算額でございます。負担金補助及び交付金を394万5,000円減額いたします。3番補正予算の内容でございます。①派遣の際に引率として同行する職員の旅費等を負担金として予算化しており、52万円全額。②中学生交換交流事業補助金、こちらは生徒16名と引率の教員の旅費等でございますが、342万5,000円全額を減額いたします。説明は以上です。よろしくお願いします。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○**今野委員長** 次に、資料①ウ令和3年度土浦市一般会計補正予算（第10回）（案）ごみ処理対策事業について、説明をお願いします。

○**渡辺環境衛生課長** 続いてですね、市民生活部ファイル内の、資料①ウ令和3年度一般会計補正予算（第10回）（案）ごみ処理対策事業をお開き下さい。1番の補正理由でございますが、今年に入りまして、アルミの買取り単価が上昇しており、歳入において、分別収集物品売払い収入を増額するとともに、歳出においても、町内分別収集還元金を増額補正するものでございます。2番の補正予算額でございますが、まず歳入におきまして、18款財産収入2項財産売払い収入1目物品売払い収入1節物品売払い収入の分別収集売払い収入におきまして、補正額1,726万6,000円。歳出におきましては、4款衛生費3項清掃費2目ごみ処理費7節報償費におきまして、1,344万5,000円とするものでございます。こちらの歳入と歳出の今回の補正額の違いにつきましては、歳出にあります報償費、こちらの方はですね、今回不足します町内分別収集還元金ともう一つ子ども会廃品回収事業の還元金の二つからなっておりまして、子ども会廃品回収事業還元金の方がですね、コロナ禍ということもありまして、実施団体、実施回数の方が減少していることによりまして、そちらの報酬支払額に余裕が見込まれることからですね、それを考慮に入れたため、歳出の補正額が少なくなっているというもの

でございます。3番の補正予算の内容でございますけれども、アルミにつきましては、実は昨年春、6月、7月時期にはですね、引取り価格の方が1キロあたり26円という値がついておったところですね、直近、この10月、11月におきましては、単価が1キロあたり158円と6倍に上昇したためですね、今回、補正の必要が生じたわけでございます。なおですね、瓶及びスチールにつきましては、昨年度から単価に変更の方は出ておりません。説明の方は以上でございます。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○**篠塚委員** 2点あります。報償費の方なのですが、子ども会の方の報償費なのですが。最近子どもの数が減ってきて、子ども会自体が減ってきていると。それから、コロナ感染症の影響もあって、回収業務もやらなかったんですが。本来の報償金の趣旨が、子ども会の方に伝わってないところがあるのかと思います。年々入れ替え入れ替えあるんで。再度ですね、この趣旨を明確にさせていただいて、皆さんで廃品回収、ごみの減量、ちょっと抑えていただきたいということをお知らせ願いたい。2点目は、アルミ缶が高騰しているのもあって、金属類の盗難が多発している。前にもペットボトルを回収したのを勝手に持って行っちゃったという方もいたんで。この辺のところもパトロールも気を付けていただいて、せっかくみんなで廃品回収をしてやっているところをね、リサイクルやってるところに盗難にあってしまっはしょうがないんで。その辺のところを気を付けていただきたいと。2点です。

○**渡辺環境衛生課長** 御指摘のとおりでございますので、2点ともしっかり対応していきたいと思っております。

○**今野委員長** ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 次に、資料①令和3年度土浦市一般会計補正予算(第10回)(案)斎場維持管理事業と、次の資料②土浦市営斎場の指定管理者の指定については、関連がございますので、一括して説明を願います。

○**渡辺環境衛生課長** それではですね、市民生活部フォルダ内の、まずですね、申し訳ございません、資料②の方ですね、土浦市営斎場の指定管理者の指定の方から御説明させていただきます。申し訳ございません。資料②です。では、説明させていただきます。こちらはじめに1番の概要でございますが、平成28年10月の供用開始から、施設指定管理者制度を導入しておるところでございますけれども、2期目の指定期間が今年度末で満了いたしますことから、来年度以降の3期目の指定管理者を指定する手続きを行い、議会の議決をお願いするものでございます。今回の指定管理者の指定にあたりまして、1期目、2期目と変わった点が、2つございます。1つ目には、指定管理期間を現在まで3年としていたものを、5年とするものでございます。2つ目は、斎場の指定管理料につきまして、現在までは利用料金収入につきまして、清算方式、いわゆる利用料金収入が多かった場合は市の方へ差額を返納していただいて、収入が少なかった場合、昨年度なのですが、そういう場合には指定管理者へ補填とするものとしていたものをですね、今回から定額払いとするものでございます。こちらの2つの理由といたしましては、今

までは、オープンから利用見込みを想定する実績期間が短くてですね、かつ、当初は式場などの利用料金収入の方が、変動が大きかったために、適切な定額の指定管理料の設定が困難であったことから、指定期間を3年としまして、利用料金収入は清算方式としていたところでございますけれども、供用開始から丸6年を経過しまして、一定の運用実績が得られたことからですね、指定期間を通常の5年としまして、料金を定額払いとするものでございます。続いて、3番の指定管理者の候補者を御覧ください。高橋興業・タカラビルメン五輪共同グループでございます。指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、指定管理料は5年間で1億8,590万円でございます。6番選定理由でございます。公募による募集を行い、最終的な応募は1社のみでございました。実は、現地説明会の方にはもう1社来ていただいて、興味深く話を聞いていただいたんですが、最終的な応募の方は1社のみという結果でございました。選定委員会におきまして、ヒアリングを実施するとともに事業計画書などの審査を行い、その結果、県内外での火葬場運営の実績であるとか、社内の教育体制、緊急時のサポート体制など、高い業務遂行能力を有することから、指定管理者の候補者として認定したところでございます。こちらの説明は以上でございます。次に本案件に関連いたしまして、恐れ入ります、市民生活部フォルダへ一つお戻りいただきまして、今度はですね、資料①エになります。令和3年度一般会計補正（第10回）予算（案）斎場維持管理事業をお開きください。こちら、ただ今御説明いたしました5年間の市営斎場の指定管理者選定に伴いまして、指定管理料の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。2番補正予算額でございますが、4款衛生費2項環境衛生費2目斎場費におきまして、5年間の総額で、1億8,590万円でございます。内訳につきましては、3番の年度別の内訳を御覧ください。表の一番右側の列になります。こちらが指定管理料となります。各年度ごと3,718万円となるものです。こちらの指定管理料につきましては、斎場の全ての運営経費の見込み額からですね、火葬それから式場などの利用料金の収入見込み額を差し引いた額でございます。算定にあたりましては、まず全ての運営経費の見込み額としましては、平成28年度から令和2年までの実績値の平均値にですね、6年経ちまして、経年劣化による軽微な修繕等もおきてきますのでそちらと、後コロナにより亡くなった方の時間外の火葬業務を加算した額といたしまして、真ん中の利用料金収入見込み額は、これまでの実績額に、昨年度コロナ禍での収入減額から今後ですね、徐々に回復傾向を示すという予測した額からですね収入見込額を算定いたしまして、指定管理料を算定したものでございます。4番の内容につきましては、指定管理者の主な業務内容を記載させていただいております。こちらは、現在と変更の方ございません。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 次に、報告事項につきまして、資料③特定空家等の略式代執行について、説明を願います。

○坂本生活安全課長 生活安全課からは、特定空家等の略式代執行について御報告させ

ていただきます。委員会資料の資料③特定空家等の略式代執行についてをお開き願います。こちらの事業につきましては、随時委員会で御報告させていただいておりますとおり、空家等対策特別措置法に基づきまして、略式代執行により、所有者不存在の特定空家の解体撤去工事を計画し、実施に向けた準備を進めてきた事業になります。対象の特定空家は、荒川沖駅から旧六号国道に250メートル程向かったところにある物件で、躯体の傾きにより屋根部分が隣家の外壁にもたれかかっているような状態で接触し、屋根材のさびや塗料といったものが隣家の外壁を汚損し、一部は破損もして実際に被害が発生している、建築面積30平米ほどの建物でございます。撤去費用は、資料の3予算措置の下段の歳出欄に、当初この物件ではない建物を計画していたため、当初予算額310万2,000円とありますが、対象物件が変更になったことにより、撤去する建物の建築面積も小さくなったため、撤去費用の方は当初予算の40パーセント程度になると思われます。現在は、対象物件に対する除却命令の公告期間が11月6日で終了しまして、今後は解体業者、解体費用を決定する入札を実施しまして、業者と行程等の協議を行いまして、来年の1月中旬頃に解体撤去工事を実施したいと考えております。議員の皆様には、実施業者や解体撤去工事開始日時等の詳細が決定いたしましたら、改めて御報告させていただきます。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 そのほか、市民生活部からございますか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 委員の皆様から執行部に何かございますか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 以上で、総務市民委員会を閉会いたします。市民生活部の皆様は退席していただいて結構です。ありがとうございました。